

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月11日（火）午前8時53分から午前9時51分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（12名）

| | |
|------|----|
| 農業委員 | 5名 |
| 推進委員 | 7名 |
4. 欠席委員（1名）

| | |
|------|----|
| 農業委員 | 1名 |
|------|----|
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第19号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第20号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議第21号山江村農用地利用集積計画（第3次）に対する意見決定について
 - 日程8 議第22号農地法第3条第2項第5号の規定する別段面積の承認について
 - 日程9 議第23号令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認について
 - 日程10 議第24号山江村農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」の承認について
 - 日程11 その他
 - 日程12 今後の行事
 - 日程13 閉会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和5年4月11日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請地所在について説明)。4ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的は、農地バンクの契約の為にございまして、農地集積の案件に後ほど上がってまいります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員、推進委員共に質疑等がないようですので、それでは、採決をいたします。議第19号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第19号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第20号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第20号について説明をいたします。総会資料の5ページをお開きください。議第20号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和5年4月11日提出、山江村農業委員会会長。6ページから7ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請地所在について説明)。8ページに地籍図を添付しております。場所につきましては第〇区の農地、また、他となっております。解約の目的は、借り手の方の健康上の問題となっております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方。何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑、意見等ございませんか。

議長 解約には問題ないと思うんですけど、解約した後については何かあるんですか。

事務局長 この申請をされた方の、今回解約ということでしたけれども、その後ということ、今、担当課の方に誰か借りられる方がいないかということですねお尋ねがっております。下の方でも今後ですね誰か借り手がおられないかですね、動いて見つけておるような状況ということ聞いております。

議長 今後、新しく借りられる方を探しているということ。

事務局長 そうということです。

議長 農業委員さん、推進委員さん、どちらでも結構ですので、他に意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 意見がないようですので、採決をしてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 はい。それでは、意見がないようですので採決をいたします。議第20号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第20号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程7、議第21号「山江村農用地利用集積計画(第3次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第21号について説明をいたします。総会資料の9ページをお開きください。議第21号「山江村農用地利用集積計画(第3次)に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画(第3次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年4月11日提出、山江村農業委員会会長。10ページから11ページが意見書の写しでございます。12ページが総括表となっております。13ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。合計3件の利用権設定が記載されておりますが、全て農地中間管理事業(農地バンク)を利用しており、左から「賃借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。3件とも貸し手と公社は10年、公社と借り手は5年から10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件の総面積は5,600㎡でございます。15ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております、前頁の詳細が記載されております。筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて、14ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっており、今回申請されましたのは、再設定が1件です。案件の総面積が1,359㎡でございます。合計4件、6,959㎡が今回の集積となっております。

それでは、賃借権の新規設定1件3筆分について説明をいたします。総会資料の16ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。17ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。26ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております、左側の3までが今回の案件です。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。18ページから21ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の職務代理者と担当推進委員とともに4月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者より補足説明をお願いいたします。

職務代理者

はい。それでは説明いたします。4月4日9時より、受け手の方と事務局長と担当推進委員と私の4名で現地調査を行いました。出し手の方は来られてませんでした。場所はですね、中心にあるのが〇〇公民館で、

そこから20～30メートルほどちょっと上がった所が現地です。3筆とも栗を植えてありまして、受け手の方が数年前より剪定だけを頼まれてたそうなんですけど、昨年から出し手の方が高齢ということで受け手の方がされてました。3筆とも写真を見てわかるように綺麗に管理されていて問題はないと思いますので審議の方をよろしくお願いします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

6番農業委員

はい。この借り手候補の方の年齢はおいくつくらいの方なんですか。

事務局長

〇〇代くらいですかね。〇〇を超えています。

6番農業委員

それだけです。すみません。

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお

願います。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の22ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、先ほどと同じ、貸し手が〇区の方、借り手が〇区の方でございます。23ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。ページがとびまして、26ページ賃借権設定の転貸関係の書類となっております。今回は左側の項番の4が説明している案件でございます。期間は、公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。戻りまして24ページから25ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の職務代理人と担当推進委員とともに4月4日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理人より補足説明をお願いいたします。

職務代理人

はい。説明します。これもですね、先ほど説明した同じ場所なんですけど、一緒に9時から計4名で現地調査をしました。〇〇の隣なんですよ。境目がちょっと分かりにくかったんですけど、石垣の状況を見て確認した次第です。ここも栗が植えてありまして、写真を見て分かりますように綺麗に管理してありました。審議の程よろしく願います。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員、推進委員の方、共に質疑がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は

挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の27ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。28ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。ページがとびまして32ページは賃貸借設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。戻りまして30ページから31ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに4月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。4月4日午前9時35分より現地にて立会いを行ってきました。場所の方はですね、今日の最初の議案、議第19号で説明のありました土地になりますので、確認ください。当日は、事務局長、出し手の方、借り手の方、担当推進委員、私の5名で立会いを行っております。貸し手の方が以前から今回借りる方をお願いをされていたとのことで、昨年まで作られていた方がもう辞めるということで、今回代わりに作るようになったそうです。借り手の方が〇区の方ということですが、機械も大きい機械を持っているということで、作業にあたっては何ら問題ないとは思っております。まだ若い方なので応援もしてほしいので、皆さんの審議をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かございませんか。

担当推進委員

はい。物納ということで、〇〇キロで〇袋ということをお聞きしまし

た。以上です。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

6番農業委員 はい。書類に関してなんですけど、今まで物納の時には物納て印鑑を押してあったと思うんですけど、今回から直接という表記になるんですか。

事務局長 ちょっとここは聞いてみないと何ともいえませんね。前は物納てですね。

6番農業委員 紛らわしいというか、間違えやすいもとなかなと思うんですけど。

事務局長 直接ということで今回から変わっているのかなと思うんですけど。確認した方がよろしいですか。

6番農業委員 これでやるとなればそれでいいんでしょうけど。

事務局長 聞いてみましょうか。

6番農業委員 これに書いてあるもんだから。以上です。

事務局長 確認しておきます。

議長 それでは後で係の説明をよろしいですか。

6番農業委員 後でいいです。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方から何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑、意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 2 筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 2 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再設定 1 件 3 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の再設定 1 件 3 筆分について説明をいたします。総会資料の 33 ページをお開きください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が〇区の方でございます。34 ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は 3 年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。35 ページから 37 ページまでに地籍図・現況写真を、38 ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては、現地立会いを行っておりませんが、事務局において現況確認を行っております。(場所について説明)。現地は写真のとおり野菜栽培及び収穫後でございますけれども、適切に管理されております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。再設定 1 件 3 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、再設定 1 件 3 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程 8、議第 2 2 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定する別段面積の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第 2 2 号について説明をいたします。総会資料の 3 9 ページをお開きください。議第 2 2 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定する別段面積の承認について」農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定する別段面積の承認について意見を求める。令和 5 年 4 月 1 1 日提出、山江村農業委員会会長。

4 0 ページをお開きください。下限面積の設定についての内容でございます。これまでの山江村での農地取得時における下限面積要件は 3 0 アールでありましたけども、令和 4 年の農地法の一部改正に伴いまして、山江村においても下限面積の要件を見直す必要がありますので提案するものでございます。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

4 番農業委員 よかですか。

議長 はい。4 番農業委員。

4 番農業委員 はい。これは、私は大変賛成でございます。何でかと言いますと、後継者もないし、年寄りも多くなりますので。借り手もないということです。やっぱり農業をしたいという人もいますので。絶対良いと思いますので、よろしく願います。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局長

はい。今回ですね、41ページの方に書いておりますけれども、農地法の改正に伴います下限面積要件の廃止によるということ、これは先ほど申しましたとおりですね、法律によって下限面積をしないということで決まっております。4月1日からということ、本来であるならばこの議案としてですね、あげなくてもいいということでしたけれども、今回ですね、今まで下限面積30アールということで決めておりましたので、せっかくであれば議案としてあげたいということで、今回あげさせていただいたものでございます。ただ、要件の中にですね、今回設けないということでございましたけれども、一応、要件の中では本人及び世帯人等がですね権利取得後に利用する、すべての農地を効率的に利用して耕作しない場合とか、何もしないと、そういう場合は認めないということではないんですけれども、そういう条件は残ったままでございますので。ただ土地を買うだけとか、そのあたりは条件がつけれるということでもあります。

それから、先ほど4番農業委員がですね、言われましたとおり、農業をしたいという方がですね、今までは農地面積の条件があったからなかったということもございますので、その条件を外してですね、今回は10アールでもですね購入されて農業ができるというようなことになりますので、そのあたりをですね、今回あげさせていただいたということでございます。

議長

皆さん、理解していただけただけでしょうか。

(はいの声)

議長

それでは、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第22号「農地法第3条第2項第5号の規定する別段面積の承認について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第22号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9、議第23号「令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議第とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第23号についてご説明いたします。総会資料の42ページをご覧ください。議第23号「令和5年度最適化活動の目標の設定

等の承認について」令和5年度最適化活動の目標の設定等について、承認を求める。令和5年4月11日提出、山江村農業委員会会長。

43ページから45ページをご覧ください。令和5年度最適化活動の目標の設定等の計画内容でございます。これまでの農業委員会の事務について、目標の設定、点検、評価、公表を行ってきておりますが、農業委員会等に関する法律の改正、5年後の見直しによりまして、重要事項であります農地等の利用の最適化の推進について、さらに深掘りをして、対外的に活動の見える化が図られるようにと、昨年より毎年、目標を立てることが必要となりました。今年度の計画目標内容は、昨年度の各委員さん方の各活動や事業実績を基本に立てておりますけれども、内容を見ていただきますと分かる通り、昨年度と大きくは内容の変更はしておりません。これによりましてですね、1年間またいろんな活動をですね行っていくということで計画を作らせていただいておりますので、見ていただきたいと思っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

はい。6番農業委員。

6番農業委員

45ページの2番最適化活動目標のところ、農業委員の人数が5になってるんですけど、5人ですか。6人ではなくて。

事務局長

はい。それでは説明いたします。これはですね、中立委員を外しています。それは昨年度から、中立委員さんの活動が入るか入れないかで検討されておりましたけれども、昨年も外しているということで、今年も今のところ外した状態をお願いをいたいということで計画をあげたということでございます。

6番農業委員

はい。分かりました。

議長

はい。よろしいですか。

事務局長

ついでにいいですか。今、2番のところで質問がありましたので補足をしたいと思いますけれども、昨年度からですね、この最適化の活動については皆さん方ですね、いろいろ忙しい中ですね、活動していただいたという風に考えております。ここの中の一日当たりの活動日数がですね、月6日ということで計画ではあげております。この6日については

県の指針の中に6日以上ということにございますので、最低ですね。ということで、最低限の6日ということで計画をさせていただいております。ただ、昨年を見ますと、なかなか活動がうまくいってない状況であるということで、2日から3日がですね、月活動されたような状況であるということになっておりますけれども、令和5年についてはですね、皆様、忙しい中ではありますけれども、農地をちょっと見て回っていただだけでも結構ですので、活動日誌の方にですね何かをしたと、いうふうな事を書いていただければもうそれで1日はもう活動されたということになりますので、できるだけですね目標の方に照らし合わせていただいて、活動していただければということで計画を作らせていただいているものでございます。以上でございます。

議長

よろしいですか。他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

これを月の目標として活動を行っていくということでよろしいですか。

(はいの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第23号「令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第23号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程10、議第24号山江村農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」の承認について、を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第24号について説明をいたします。総会資料の46ページをお開きください。議第24号山江村農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」の承認について。山江村農業委員会「農地の利用の推進に関する指針」について承認を求める。令和5年4月11日提出、山江村農業委員会会長。

47ページから51ページをお開きください。山江村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の内容でございます。農業委

員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられました。先ほど承認いただきました「最適化活動の目標の設定等」については、単年度の計画となっておりますけれども、この指針は地域の強みを生かしながら活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、山江村農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況等を定めるものでございます。

また、改正基盤法第5条第1項に規定する熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する山江村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、農業委員会の長期的な目標として、今後10年後に目指す農地の状況等を示すものとして、農業委員、推進委員の改選期でございます3年ごとに検証・見直しを行うこととなっております。今回、提案をいたしております指針につきましては先ほど申しましたように、今後10年をですね見据えた計画ということでしてございまして、ちょうど今年が計画を作る年となっておりますので、今回提案をしたものでございます。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。まずは内容の方、読んでいただきたいと思います。

議長

皆さん、まだ全部は読んでいただけてないかとは思いますが、一応この山江村農業委員会の指針として、こういうのを基にして活動を行うということでご理解いただけますでしょうか。

議長

これに関して、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。議第24号山江村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第24号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程11、「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明。
○ホームページ用議事録について
○農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について

議長 はい。皆様方から他にありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは次に、日程12「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 それでは、日程13「閉会」に移ります。
以上をもちまして、農業委員会4月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和5年4月11日(火)午前9時51分終了

議長_____

委員_____

委員_____